

# 第1回岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業

## 最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月11日（月）午後1時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A
- 3 出席者
- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員     | 岡 山 一 郎<br>益 田 佐和子<br>米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員    | 高 山 伸 男<br>野 瀬 仁 志<br>八 木 俊 樹 |
| 使用者代表委員    | 池 田 実 加<br>錦 織 勝 輝<br>松 村 信   |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平                       |
| 賃 金 室 長    | 三 村 典 代                       |
| 賃 金 指 導 官  | 宮 川 晋太郎                       |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩                       |

## 4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

今年度第1回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

定足数について報告申し上げます。

本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていただきますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和5年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、工藤労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長

労働基準部長の工藤でございます。9月に入りまして第2週ということで、朝晩はだいぶ暑さも和らいできましたが、皆さま方におかれましては大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年度も昨年度に引き続きまして、特定最低賃金7業種の改定の必要性の段階から専門部会を設置し、関係労使の協議で議論を行っていただくこととなりました。

岡山県の地域別最低賃金は10月1日から932円になりますけれども、特定最低賃金の審議につきましては、各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるのは皆様も御承知のとおりかと思えます。本日から始まります特定最低賃金の専門部会については、先ほど申し上げた地域別最低賃金の上昇幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのか事務局としても最大の関心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、慢性的な人手不足や物価上昇、戦争の長期化、原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、インバウンドの見通し等を考えますと、予断を許さない状況ではございますけれども、県内の実情を踏まえまして、本

年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様にお願ひ申し上げて、私からの冒頭の挨拶としたいと思ひます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

宮川指導官

それでは、室長よろしくお願ひします。

三村室長

賃金室の三村でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長・部会長代理は最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので私から発表させていただきます。

部会長は米山委員、部会長代理は岡山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

では、以後の議事につきましては、米山部会長にお願ひします。

米山部会長

部会長を仰せつかりました、米山でございます。よろしくお願ひします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度同様に改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。

特賃の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めていくことが必要かと考えますので、皆様、御理解、御協力をよろしくお願ひします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願ひします。

三村室長

必要性の有無につきまして各部会の状況を報告いたします。

8月30日に一般機械、9月5日に耐火物と電気機械、9月6日に自動車の4業種について必要性ありということで答申をいただいております。以上です。

米山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思ひます。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされていますので、

部会長である私と、労側は高山委員、使側は錦織委員にそれぞれお願いします。

続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「（３）資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、この時間を利用してそれぞれ御検討いただきたいと思います。

御発言は労使それぞれ５分程度でお願いします。御協力をお願いいたします。本日の終了予定時刻は、１５時頃を予定しています。

それでは、付議事項「（２）特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料№.２と机上配付しております「特定最低賃金審議に向けたフロー図」を一緒に御覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月４日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。その諮問文が資料№.２－①となります。

その後７月３１日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりました。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という文面を付け加えて再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文となります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第１１条に基づく３週間の公示期間を経た後に金額審議の専門部会を開催することになっています。

また、必要性について全会一致とならなかった部会につきましては、後日本審に報告して審議は終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。その内容をフロー図の方にまとめております。７月４日に本審が開かれ、その日に諮問を行いました。その後、

7月31日の第503回本審において専門部会で審議の進め方を審議いただきまして、7業種とも必要性審議は専門部会で行うことが決まりました。その後、委員公示を行いまして、委員の推薦をいただき、第1回目の専門部会を開催させていただいております。

全会一致により必要性ありと決議されましたら3週間の公示期間を設け、その後金額審議に入ります。

必要性の審議をした結果、全会一致で必要性ありとならなかった場合にはそこで審議は終了となりまして、本審の方にその旨報告させていただいて審議終了となります。

もう1枚机上配付させていただきましたが、令和4年度岡山県特定最低賃金審議経過と結果一覧表を配付しております。7業種の昨年度の必要性の審議、金額の審議、答申日、最低賃金引上げ率などをまとめたものとなっておりますので参考にいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

米山部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

野瀬委員

必要性の有無で、今日持ち越しということはあるのでしょうか。今日、絶対必要性の有無を出さなければならないのでしょうか。

三村室長

今日絶対出さなければならないということではなくて、継続審議ということになれば、2回目の時に必要性の審議をいただくことは可能です。

米山部会長

ほかにはございませんか。

(特になし)

米山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれま

で非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

米山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。  
次に、付議事項「(3)資料の説明」について、事務局からお願いします。

宮川指導官

それでは、本日資料としてお配りしております岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業における最低賃金基礎調査結果等について、私から説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7の1ページから13ページまでとなります。

まず、1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査とは、岡山県各特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における当該最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を対象としております。

調査事業所については、船舶製造・修理業、舶用機関製造業については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者は除いております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。これは、基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれています。

集計ですが、

集計調査事業所数は、 39社

集計調査労働者数は、 496人

これは調査の実数になっております。この調査数を基にして復

元化しました母集団労働者数は、848 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の 2 ページを御覧ください。最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率ですが、現行の最低賃金未満の労働者の割合を示しております。集計結果から算定しますと、

未満率は、

男性 5.9%

女性 14.6%

男女合計で 6.8%

となっております。右側にカッコ書きしているのは、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、

船舶製造・修理業、船用機関製造業は、

月平均賃金額 255,401 円

時間当たり平均賃金額 1,539 円

第 1・20 分位数 950 円

第 1・10 分位数 1,041 円

第 1・4 分位数 1,193 円

中位数 1,437 円

となっております。先ほどと同様に、カッコ内が前年度の数字となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときに、その最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示した表になります。この表を基にしまして、先ほどの未満率などを集計しております。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば、3 ページの 1,003 円の階級を見ていただきますと、直近の 1,002 円の階級の 58 名から 1,003 円の階級の 69 名へ 11 名増えていることとなりますので、現行の特定最低賃金額である 1,003 円の階級には 11 名が属していることが分かります。

3～5 ページには総括表（1）として階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、7～9 ページには総括表（2）として階層ごとに男女別・年齢別に集計したものとなっております。

賃金階層につきましては、特定最低賃金より 10 円低い 993 円

からプラス 50 円の 1,053 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、基本的には 10 円刻み、100 円刻みとなっています。

次に、11 ページを御覧ください。

このグラフは、先ほど説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

左側のグラフが時間給階層ごとの分布を表しており、右側のグラフは累計分布を示したものとなっています。

13 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった際の影響率を示したものです。例えば現行の 1,003 円から 30 円引き上げて 1,033 円とすると、影響率は 8.84% となるという見方をしていただく表になります。

以上が基礎調査結果の説明となります。

続きまして、資料No.8 の「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

これは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 24 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 4 年度の船舶製造・修理業、船用機関製造業は 1,003 円で県最賃との優位率につきましては 112.4% となっております。

また、次ページの表は、船舶製造・修理業、船用機関製造業特定最賃と県最賃の金額や年度別の引上げ率を経年的に比較した一覧表となっております。

私の方からの説明は以上です。

三村室長

資料No.3 から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年 9 月 6 日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」とされています。

最終需要を見ると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、人流が活発化するもとで、飲食・旅行等のサービス分野を中心に増加している。企業の業況感が改善するもとで、設備投資は増加、住宅投資は、弱めの動き、公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」、

「雇用・所得環境を見ると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページの「(2) 生産」をみますと、「輸送用機械は、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とあります。



次ページは、岡山県の主要金融経済指標が記載されています。  
設備投資欄の設備投資額において、全産業は、2022 年度実績は増加、2023 年度計画も増加傾向にあります。

それから、「(5) 企業倒産」という欄がありまして、こちらの企業の倒産件数が挙がっておりますが、7月は倒産件数10件、前年比400%ということで昨年よりも増加をしているところが見て取れます。

次に、資料No.4、令和5年7月26日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回4月判断の「持ち直している」に比較し、上向き判断となっています。

各項目の判断としては、本年4月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は、上向き、「生産活動」「雇用情勢」「設備投資」「企業収益」などは、横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏みの状況にある」とされ、「造船は、新規受注の獲得により増加している」とあります。

その次のページ、「■企業の景況感」においては、「『上昇』超に転じている」とされており、「翌期は『上昇』超幅が拡大する見通しとなっている」とあります。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考として御覧いただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

見出しにあるように、令和5年6月の「岡山県鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の低下となっており、今月については、在庫は上昇し、生産、出荷が低下した」とあります。こちらは平成27年を100として指数を計上されております。

1 ページ 「2 上昇・低下に寄与した主な業種」ということで、上昇、低下している業種が種類ごとに挙げられております。(2) 出荷の「低下」欄、それから(3) 在庫の「上昇」欄に「輸送機械工業」が記載されています。

2 ページには「3. 生産増減に占める業種別割合」をグラフで示しております。3 ページから「4. 生産の業種別動向」(1) 主要業種の生産動向がグラフで示されておりますので、参考にしていただければと思います。5 ページには(2) 業種分類生産指数、(3) 特掲業種分類生産指数があります。造船業の原指数、季節調整済指数がありまして、昨年6月、本年6月という形で、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。これは先ほども申し上げたように平成27年を基準とされております。ところどころ「r」が表示されておりますが、これは速報値から数値が訂正されたものです。指数は業種ごとに一覧になっておりますので参考にしていただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。8月29日に、岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下しております。

また、新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少しております。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。Eの製造業を見ますと、7月は、前年同月比8.1%減となっております。その下段、(31)輸送用機械器具はマイナス36.5%となっております。

参考指標としていただければと思います。以上です。

米山部会長

ただ今の資料説明につきまして、質問などありますか。

野瀬委員

資料No.7の2ページの未満率が昨年よりも上がっております。以前もお聞きしたのですが、本来の業務でない人がこの数字の中に含まれているかどうか確認をさせていただきました。前回賃金改定をしたことで船舶の特定最低賃金が1,000円を超えてきて、今回も特賃が1,003円を超えたことで未満率が増えたという認識でいいのでしょうか。それとも、本来業務でない人がここに入り込んでいるのか。どう認識すればいいのでしょうか。

以前は清掃業務に就いている人などが含まれているということをお聞きしたのですが、今回、未満率が上がっているのは、特定最賃の金額が引き上げられたことで未満率が上がっているという認識でいいのでしょうか。

三村室長

今年も39社に調査をしております。会社で30人未満の事業所については全員について記載していただきという形をとっておりますので、実際に製造業以外の方、雑役の方とか、職種が違

う方も含まれていて、それを含めての未満率ということになっています。

野瀬委員                    はい、分かりました。

錦織委員                    今の未満率の話で、船舶は6.8%なのですが、他業種はどのくらいなのでしょう。

三村室長                    他業種もいろいろなのですが、今すぐに分からないので、後ほど回答させていただきます。

米山部会長                    ほかにはございませんか。

(特になし)

米山部会長                    分かりました。

それでは、今後の審議の進め方ですが、この専門部会では、改正決定の必要性の有無、すなわち1円以上の引上げを行うのか、又は、認められない状況であるのかを判断する場です。

このため、船舶製造・修理業の産業の実情、特に岡山県内の状況について事務局から資料が出ていますが、労使それぞれから御意見や補足的なデータ、資料があれば、御提供いただくなどによって現状を踏まえて審議を進めたいと思います。

労側、使側からそれぞれ個別に御意見をお聞かせいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(特になし)

米山部会長                    では、これから休憩に入らせていただきますが、この間を利用して労使の打合せ時間とさせていただきます。

打合せ時間は15分程度でよろしいでしょうか。

(同意する声)

米山部会長                    それでは、再開は13時50分からにしたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

米山部会長

それでは、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

八木委員

では、私の方から特定最賃改定の必要性の有無について労働者側の意見を述べたいと思います。

今年の春闘で造船重機械産業は非常に厳しい状況ではありましたが、将来を見据えた優秀な人材確保、定着に鑑みまして、総合5社の平均で月額13,200円の賃金改善が図られました。

2023年度は、定期昇給を除き、率にすると4%程度の増額を図りました。中級造船についても定昇を除き、率にして3%程度の改善となっています。

それから、2022年度の船舶製造業を取り巻く情勢ですが、2022年の世界の新造船受注量は、建材価格をはじめとする原材料価格の高騰が逆風となって受注が冷え込んでおり、前年比の3割減という状況です。

国内においてはドライバルク市場が上昇したことで、バルカーを主力とする日本勢は受注を大きく伸ばし、2026年末までの操業に目途を付けた造船所も増えています。最長では3年半分の手持ち工事量を確保しているところもございます。今後は環境規制対応に向けた需要増が見込まれており、中長期的にも造船市場は拡大していくと見られています。

そのような中、造船産業は常に厳しい国際競争力にさらされている産業でありまして、自動化等を進めるのは工程の中でも非常に困難なものも多く、現場での熟練技能が必要とされます。そのため、労働者は肉体的にはもちろん、精神的負荷を伴う非常に厳しい作業環境下において、昨今の高付加価値の船舶製品への対応等必然的に高い技術、あるいは技能を求められまして、その高い技術や技能が現在の高品質、あるいは高付加価値、高生産を支えていると認識しております。造船業は大企業だけでなく、協力会社等を含めて成り立っております。

そうした中、総合重工の企業内ミニマム基準となる企業内最低賃金の水準は1,125円、瀬戸内の中級造船会社3社においては1,009円から1,071円の幅で推移をしております。また、岡山、広島、香川、この瀬戸内圏内の同じ産業で働く18歳以上の

労働者に適用される船舶製造・修理業，船用機関製造業の法定最低賃金は、広島の 999 円から岡山、香川の 1,003 円の水準に留まっております、組織労働者の最低賃金との格差改善が求められている状況であると認識しております。

以上の認識に立ちまして、産業別最低賃金の改定の必要性はありと判断するところでございます。以上でございます。

米山部会長 最後におっしゃった広島はいくらとおっしゃいましたか。

八木委員 999 円です。

米山部会長 広島が 999 円で、岡山、香川が 1,003 円ですね。  
分かりました。  
それでは、次に、使側の代表の方をお願いします。

松村委員 それでは、新来島サノヤス造船の松村の方から意見を述べさせていただきます。

賃金の動向と、造船業界が置かれている情勢及び今後の見通し、雇用情勢、それに伴った必要性の有無について説明をさせていただきますと思います。

まず、賃金の動向ですが、先ほどの労側の説明にもありましたように、2023 年度春闘では総合重工の賃金改善については、ほぼ要求どおりとなる 1 万円から 1 万 4,000 円と、大幅に改善されました。中手造船専門各社においてもおおむね要求どおり、直近の物価上昇分を加味し、最大 1 万円の賃金改善が行われました。当社においても全ての年齢層を対象に賃金改善を実施すると共に、初任給の改定を実施し、新卒者の処遇改善にも取り組むことになりました。いずれも 2021 年以降の急激な物価高による実質賃金の低下に対する改善策という位置づけでの賃金改定が行われた形となりました。

続いて、業種の経済情勢及び今後の見通しでございます。

好材料の内容について申し上げますと、今年度の世界の造船業の状況ですが、昨年度のある程度の良い流れを受け継いで、LNG 船・バルクキャリア・コンテナ船に加え、タンカーやプロダクト船を含めた様々な船種で全面的に新造船の発注が回復傾向となりました。

世界的にも年間建造量が 2021 年より 3 年連続で 7,000 万総トン/年を超える予測となっており、日本においても 2023 年度上期は新たな受注が進んだとみられ、昨年同時期対比 42%増の 534 万総トンとなっています。その結果、2 年半から多い造船所で

4年分の仕事量を確保したとみられています。

背景にあるのは、海上運賃が回復したことにより、2021年第1四半期以降船価が緩やかに回復し、現在もある程度高止まりが続いていることでもあります。具体的には6万4,000型ハンディバルカーが28ミリオンドルから34ミリオンドル、パナマックスバルカーが30ミリオンドルから35ミリオンドルと、約2割弱の船価上昇となっています。

また、日本国内においては経済安全保障の観点より政府主導による税制優遇措置の延長が決定し、国内造船会社への発注喚起策として期待される好材料となりました。

半面、造船を取り巻く環境は好材料だけではなく、2023年度は船価が改善される直前に受注した最後の低船価格建造が続くこととなります。世界的な鋼材高騰を発端とした資機材の高騰が既に採算を悪化させ、せつかくの環境改善に水を差す形となっています。

また、電気、ガソリン、ガスといった固定費の高騰、製造業での人材不足といった不安材料も数多く存在している状況であり、手持ち工事量に対して操業を大幅に引き上げることは難しい状況となっています。

雇用情勢につきましては、岡山における2023年6月の有効求人倍率は慢性的な人手不足より採用意欲は高く、1.57倍と都道府県別で全国第4位でありました。特に当社の管轄である倉敷中央においては1.68倍であり、高い水準を維持している状況です。

造船業は製造業の中でも労働集約型産業であり、操業量に見合った労働力の確保・維持が今後の大きな課題と考えています。また、造船業は単純作業ではなく、安全教育から始まり、多種多様な技能の習得まで数年の期間を要することにより、働き手の安定した定着が必要であるとも考えています。

これらの雇用情勢により、人材確保、安定した人材定着の観点又は全国的な物価インフレへの対応として、最低賃金の改定は必要であるというのが我々使側の意見です。

しかしながら、昨今の政府主導による改定額の目安は、全国加重平均1,000円を目指すものであり、これまでの特定最低賃金の「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認められるものに限定し設定する」といった特性を大幅に超える金額ではないかと考えています。

また、造船の現状について述べたとおり、日本の造船業を取り巻く環境は、明るいとはいえどもまだまだトンネルの中を通

っていて、十分に明るい環境ではないと考えます。

よって、造船会社の経営状況はもちろんのこと、下支えしている協力会社・船用メーカー・部品メーカーの経営環境を視野に入れ、近隣各県とのバランスも考慮した慎重な検討をしていきたいと考えています。以上が使側の意見です。

米山部会長

ほかの委員の方からはよろしいでしょうか。

(特になし)

米山部会長

それでは、労側、使側双方から必要性ありということで承ったということでよろしいでしょうか。

(労使双方より同意する声)

米山部会長

それでは、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、双方から必要性ありとのお話をいただき、結論を得ることができました。

この結論を会長宛て報告したいと思います。

事務局で報告文（案）の準備をしてください。

(事務局報告文を準備し、各委員に報告文（案）を配付)

米山部会長

それでは、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

三村室長

報告文（案）を読み上げさせていただきます。

(報告文（案）の読み上げ)

米山部会長

それでは、皆様にお伺いします。

この（案）のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

米山部会長

本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされており、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

(事務局、答申文（案）を各委員に配付)

- 米山部会長                   では、答申文（案）を事務局の方で読み上げてください。
- 三村室長                    それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。
- （答申文（案）読み上げ）
- 米山部会長                   （案）のとおりでよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- 米山部会長                   では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申すること  
といたします。  
番号は岡賃審第 25 号となります。
- （事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）  
                                  （部会長より基準部長へ、答申文を手交）
- 三村室長                    答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部  
長から挨拶申し上げます。
- 工藤部長                    ただ今、部会長より答申をいただきました。  
                                  地域別最低賃金に続きまして、全会一致で必要性ありとなっ  
たことに改めて感謝申し上げます。  
                                  今後の賃金額の円滑な審議に向けまして、事務局としても丁  
寧に運営を進めてまいりたいと考えております。引き続き御理  
解と御協力のほどよろしくお願いたします。  
                                  本日はどうもありがとうございました。
- 米山部会長                   お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただき答申すること  
ができました。本日の審議はここまでとし、金額審議について  
は、次回、労使より金額提示をいただきたいと思います。  
                                  次に、付議事項「（5）今後の審議日程」について事務局から  
説明をしてください。
- 三村室長                    先ほど、岡山労働局長宛て答申をいただきましたので、本日  
付けで意見聴取について公示いたします。意見書の提出期限に  
つきましては、公示期間を約 3 週間程度とし、10 月 2 日月曜日  
を期限としたいと思います。  
                                  今後の審議日程につきましては、第 2 回を 10 月 16 日午後 1  
時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上



げたいと思います。

この専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会となります。以上です。

米山部会長

次に、付議事項（6）について事務局からお願いします。

三村室長

先ほど未満率の質問がありましたが、現在、必要性ありとして4業種決まっておりますので、そちらの業種の未満率をお伝えしたいと思います。

宮川指導官

男女合計の未満率を申し上げます。

耐火物製造業、0.4%

一般機械器具製造業、4.8%

電気機械器具製造業、7.6%

自動車・同附属品製造業 11.7%

となっております。

三村室長

4業種の未満率はそのようになっています。参考にさせていただければと思います。

それから、事務局から1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これをホームページに公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されておりますので、これにつきましては議事要旨を作成し、ホームページに公開することにしたいと思います。それがよろしいでしょうか。

(同意する声)

三村室長

事務局からは以上でございます。

米山部会長

それでは、議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いいたします。

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

(特になし)

米山部会長

それでは、これをもちまして、第1回岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。

委員の皆様、大変御苦勞様でした。